

平成 26 年度第 27 回人事委員会定例会会議結果

1 開催日時 平成 27 年 3 月 12 日(木) 午前 10 時 00 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 新
総括課長 花山 智行
担当課長 小原 由香

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、議案第 6 号から議案第 11 号まで及び報告事項 1 を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号 教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則の制定について (公開)
議案第 2 号 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (公開)
議案第 3 号 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について (公開)
議案第 4 号 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について (公開)
議案第 5 号 級別職務区分表の告示の一部改正について (公開)
議案第 6 号 職員の選考による昇任及び職務の級の決定について (非公開)
議案第 7 号 不利益処分についての不服申立て (50 岩人委 (不) 第 8417 号～第 8464 号
事案) に係る審査の打ち切りについて (非公開)
議案第 8 号 不利益処分についての不服申立て (51 岩人委 (不) 第 10872 号～第 10923
号事案) に係る審査の打ち切りについて (非公開)
議案第 9 号 不利益処分についての不服申立て (56 岩人委 (不) 第 1 号～第 50 号事案)
に係る審査の打ち切りについて (非公開)
議案第 10 号 不利益処分についての不服申立て (59 人委 (不) 第 1 号事案及び 59 人委 (不)
第 2 号事案) に係る審査の打ち切りについて (非公開)
議案第 11 号 不利益処分についての不服申立て (60 人委 (不) 第 1 号～第 61 号事案) に
係る審査の打ち切りについて (非公開)
報告事項 1 不利益処分についての不服申立て (26 人委 (不) 第 1 号事案) の審査の進行
状況について (非公開)

5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議

[議案第 1 号]

教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則の制定について、決定した。資料はこちら

[議案第 2 号]

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について、決定した。資料はこちら

[議案第 3 号]

給料の特別調整額に関する規則の一部改正について、決定した。資料はこちら

[議案第 4 号]

給料の特別調整額に関する規則の一部改正について、決定した。資料はこちら

[議案第 5 号]

級別職務区分表の告示の一部改正について、決定した。資料はこちら

(2) 非公開とした会議

〔議案第6号〕

職員の選考による昇任及び職務の級の決定について、決定した。

〔議案第7号〕

不利益処分についての不服申立て（50 岩人委（不）第8417号～第8464号事案）に係る審査の打切りについて、決定した。

〔議案第8号〕

不利益処分についての不服申立て（51 岩人委（不）第10872号～第10923号事案）に係る審査の打切りについて、決定した。

〔議案第9号〕

不利益処分についての不服申立て（56 岩人委（不）第1号～第50号事案）に係る審査の打切りについて、決定した。

〔議案第10号〕

不利益処分についての不服申立て（59 人委（不）第1号事案及び59 人委（不）第2号事案）に係る審査の打切りについて、決定した。

〔議案第11号〕

不利益処分についての不服申立て（60 人委（不）第1号～第61号事案）に係る審査の打切りについて、決定した。

〔報告事項1〕

不利益処分についての不服申立て（26 人委（不）第1号事案）の審査の進行状況について、報告があった。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第1号

教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則の制定について

平成27年3月12日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 制定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が営利企業に従事等をしようとする場合の地位については、人事委員会規則で定めることとされたため、新たに規則を制定して定めようとするものである。

第2 規則案の内容

- (1) 趣旨について定めること。(第1条関係)
- (2) 教育長が営利企業に従事等をしようとする場合の地位について定めること。(第2条関係)

第3 施行期日等(附則関係)

- (1) 平成27年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずること。(附則第2項関係)

教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第11条第7項の規定に基づき、教育長の営利企業への従事等の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(従事制限の地位)

第2条 法第11条第7項の人事委員会規則で定める地位は、顧問、参与、委員、評議員又はこれらに準ずる職とする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合における当該教育長については、この規則の規定は、適用しない。

議案第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

平成27年3月12日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 改正の趣旨

県の組織改編等に伴い、各任命権者から内申があった職について、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等として指定等をするものである。

第2 改正の内容

- 1 各任命権者から管理職員等の指定の内申があった職について、指定する必要があると認められることから、当該職を別表に加える。（別表関係）
- 2 各任命権者から管理職員等の指定廃止の内申があった職について、当該職を削除する。（別表関係）

第3 施行期日等（附則関係）

- 1 平成27年4月1日から施行すること。
- 2 所要の経過措置を講ずること。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
	組 織	職 員		組 織	職 員
	[略]			[略]	
知事事務部局	本庁	企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 国体・障がい者スポーツ大会局長 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 地域振興室長 科学 I L C 推進室長 廃棄物特別対策室長 若者女性協働推進室長 医療政策室長 医師支援推進室長 雇用対策・労働室長 競馬改革推進室長 総括課長 調査監 報道監 総務事務センター所長 政策監 調整監 医師支援推進監 出納指導監 課長及び担当課長（部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 給与人事担当課長 行政経営担当課長 調査担当課長 予算担当課長 法務学事課の特命課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 指導審査課長 主任主査及び主査（部局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 秘書広報室の主任主査及び	知事事務部局	本庁	企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 国体・障がい者スポーツ大会局長 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 <u>首席ふるさと振興監</u> 地域振興室長 科学 I L C 推進室長 廃棄物特別対策室長 若者女性協働推進室長 医療政策室長 医師支援推進室長 雇用対策・労働室長 競馬改革推進室長 <u>県産米戦略室長</u> 総括課長 調査監 報道監 総務事務センター所長 政策監 調整監 <u>ふるさと振興監</u> <u>地域連携推進監</u> 医師支援推進監 <u>県産米戦略監</u> <u>県産米生産振興監</u> <u>県産米販売推進監</u> 出納指導監 課長及び担当課長（部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 給与人事担当課長 行政経営担当課長 調査担当課長 予算担当課長 法務学事課の特命課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 指導審査課長 主任主査及び主

		主査（調査に関する事務を担当する者に限る。） 秘書課の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 人事課の給与人事又は行政経営に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 法務学事課の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長			主査（部局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 秘書広報室の主任主査及び主査（調査に関する事務を担当する者に限る。） 秘書課の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 人事課の給与人事又は行政経営に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 法務学事課の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長
	出先機関	広域振興局 局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 管理主幹 センター所長 ダム建設事務所長 総務課長 林務出張所長		出先機関	広域振興局 局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 管理主幹 センター所長 <u>整備事務所長</u> ダム建設事務所長 総務課長 林務出張所長
		[略]			[略]
教育委員会事務局等	事務局	本庁 教育長 教育次長 教育企画室長 学校教育室長 総括課長 課長及び担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 高校改革課長 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当		事務局	本庁 教育次長 教育企画室長 学校教育室長 総括課長 課長及び担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 高校改革課長 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任

	する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事	主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 主事 経営指導主事
[略]		[略]
[略]		[略]
[略]		[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合において、当該教育長が在職する間、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表の規定の適用については、同表中「教育次長」とあるのは、「教育長 教育次長」とする。

管理職員検討表

番号	組 織	検 討 対 象 の 職				管理職員等指定基準			備 考			
		所 属 名	職 名	内申状況	格付	部下数	該当基準	指定要否		理 由		
1	本庁 知事事務部局	政策推進室	首席ふさと振興監	新規	行8	12 (職数中)	第1-1	要	指定基準のとおり。	人口問題対策に関する業務を担当するために新設される職であり、副部長と同等の格付けの職であることによる。		
2			ふさと振興監	新規	行6・7	7	第1-3	要	指定基準のとおり。			
3			地域連携推進監	新規	行6・7	1	第1-3	要	指定基準のとおり。			
4		県産米戦略室	県産米戦略室長	新規	行8	13	第1-2	要	指定基準のとおり。			
5			県産米戦略監	新規	行6・7	4	第1-3	要	指定基準のとおり。			
6			県産米生産振興監	新規	行6・7	4	第1-3	要	指定基準のとおり。			
7		出先機関	住田整備事務所	県産米販売推進監	新規	行6・7	2	第1-3	要		指定基準のとおり。	○農林水産部に「県産米戦略室」が新設されることによる。 ○「県産米戦略室長」は、当該室の長であることによる。 ○「県産米戦略監」、「県産米生産振興監」及び「県産米販売推進監」は、いずれも服務規程上の所屬長であることによる。
8				整備事務所長	新規	行6・7	7	第2-4	要		指定基準のとおり。	
9		教育委員会等	本庁	教育長	廃止	-	-	-	削除		指定基準外。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年4月1日に施行されることによる。

県管理職員等指定基準

岩手県人事委員会

県管理職員等指定基準

平成 19 年 3 月 1 日 人事委員会議決

第 1 趣旨

この基準は、地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき人事委員会が定める「管理職員等の範囲を定める規則」（昭和 41 年 8 月 19 日人事委員会規則第 21 号）における管理職員等の指定基準及び指定手続について定めるものである。

第 2 指定基準

本庁にあっては別表第 1 に、広域振興局にあっては別表第 2 に、広域振興局以外の出先機関にあっては別表第 3 に掲げるいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定するものとする。

第 3 管理職員等の指定手続

- 1 管理職員等の職の指定に当たっては、人事委員会は、各任命権者からの「管理職員等の範囲を定める規則」改正の内申を求めるものとする。ただし、法改正等による文言整理等実質的な指定内容に変更がないと認められる職については、同規則の改正内申によらず、人事委員会の職権により各任命権者の了解を得て指定することがある。
- 2 第 2 の基準により難い特別の事情がある旨任命権者から申出があった場合には、人事委員会は、当該任命権者の組織機構、分掌する事務の内容、権限の分配等について詳細に説明した資料の提出を求め、個別に協議するものとする。
- 3 上記 2 の協議を行った場合には、人事委員会は、地方公務員法第 52 条第 3 項の規定の趣旨及び他の任命権者の状況を勘案して指定の可否を判断するものとする。

第 4 管理職員等の指定の根拠条項について

別表 1 から別表 3 における管理職員等の指定に関する地方公務員法第 52 条第 3 項ただし書きの根拠条項の区分は次のとおりとする。

- 1 ただし書① 重要な行政上の決定を行う職員
- 2 ただし書② 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- 3 ただし書③ 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- 4 ただし書④ 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- 5 ただし書⑤ その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員（重要な政策権限は有しないが、部下職員の服務権限を有する等、当局の立場に立って部下を指揮監督する職員を含む。）

附 則 本基準は、平成 19 年 4 月 1 日以降に施行する「管理職員等の範囲を定める規則」の改正から適用する。

別表 第1 (本庁)

区 分	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 部、局若しくはこれに相当する組織の長の職及び当該職を直接補佐する職又はこれらと同等の格付けの職で、かつ、同等の権限を有する職	ただし書①
	2 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書②
	3 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職を直接補佐する職で、人事、給与又は服務に関する事務を担当する職	ただし書③ ただし書④
	4 部、局若しくはこれに相当する組織の主管室課等で、部、局若しくはこれに相当する組織の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査又は主査	ただし書④
知事の事務局	5 県政の調査に関する事務を担当する主任主査、主査及びこれを統括する職	ただし書⑤
	6 知事、副知事の秘書に関する事務を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書④
	7 法規審査に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職	ただし書④
	8 人事、組織、定数、給与、服務、公平審査又は職員団体に関する事務を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書④
	9 県の予算に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職	ただし書④
	10 庁舎管理に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職並びに守衛の長の職	ただし書⑤
	11 職員の厚生福利に係る計画の策定に関する事務を統括する職	ただし書⑤
	12 決算及び歳計現金（給与及び旅費に限る。）の管理に関する事務を統括する職	ただし書⑤
教育委員会の事務局等	13 秘書に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職	ただし書③ ただし書④
	14 人事、給与、服務、公平審査又は職員団体に関する事務（免許事務を除く）を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書③ ただし書④
人事委員会事務局	15 主任主査又は主査及び公平審査又は職員団体に関する事務を担当する職	ただし書④
議会事務局	16 議長の秘書に関する事務を担当する主任主査又は主査	ただし書④

備考 「統括する職」とは担当課長級以上の職位のものに限る。

別表 第2 (広域振興局)

区分	管理職員として指定する職	根拠条項
広域振興局	1 局長、副局長、保健福祉環境技監、部長及びセンター所長	ただし書②
	2 部の室長等の内部組織の長で、当該内部組織に係る服務上の権限を有する管理的な地位にある職	ただし書③
	3 局の人事、給与若しくは服務に関する事務を担当する管理主幹又は課長	ただし書③
	4 出先事務所の長の職（総括課長級以上の職位に限る。）	ただし書③

備考 「出先事務所の長」とは、広域振興局の内部組織のうち、事務所が単独である場合等の事情により実質的に部下職員の服務上の権限を有する職をいい、出張所長、ダム建設事務所長、土木事務所及び林務事務所長等の職をいう。

別表 第3 (出先機関)

区分	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 出先機関の長の職（所長等が非常勤の場合にあっては次席の者）	ただし書②
	2 出先機関の長の職を直接補佐する職	ただし書②
	3 出先機関の出張所等の長で、服務に関する事務を担当する職	ただし書③
知事の事務部局	4 出先機関の長が本庁の室長と同等の格付である機関にあっては、人事、給与又は服務に関する事務を担当する部長又は課長（総括課長級以上の職位に限る）	ただし書③
教育委員会の事務局等	5 教育職員の人事管理に関する事務を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書④
	6 学校の校長、教頭（人事、給与若しくは服務に関する事務を担当する者に限る）及び事務長	ただし書③
	7 部又は課を置く機関にあっては、人事、給与若しくは服務に関する事務を担当する部長又は課長	ただし書③

備考1 「出先機関の出張所等の長」には「船長」の職にあるものを含むものとする。

備考2 「統括する職」とは担当課長級以上の職位のものに限る。

議案第3号

給料の特別調整額に関する規則の一部改正について

平成27年3月12日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

組織改編に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

警察本部の組織改編に伴い、所要の改正をすること。（別表第1関係）

第3 施行期日（附則関係）

平成27年3月27日から施行すること。

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

岩手県人事委員会規則第 号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
組 織		区 分					組 織		区 分				
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種			6 種	1 種	2 種	3 種	4 種
[略]							[略]						
警 察	本 部 等	[略]			[略]	[略]	警 察	本 部 等	[略]			[略]	[略]
					災害対 策室長								災害対 策室長 <u>警衛対 策官</u>
					術科調 査官	[略]						術科調 査官	[略]
[略]							[略]						
[略]							[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年3月27日から施行する。

給料の特別調整額に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

先の委員会で協議済みである警察本部の平成 27 年度組織改編等による職の新設に伴い、給料の特別調整額に関する規則別表第 1 に掲げる職（以下「指定職」という。）について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

警備部内に国体対策課を設置することに伴い、警備課内の「国体警衛準備室長」（警備管理官と兼務）を移管し、「警衛対策官」とすること。

改称する職		給料表	職務の級	給料の特別調整の区分
変更前	変更後			
国体警衛準備室長(警視)	警衛対策官(警視)	公安職	6 級	5 種

※格付けに変更はないもの。

3 施行期日

平成 27 年 3 月 27 日から施行すること。⇒平成 26 年度末定期人事異動日

議案第4号

給料の特別調整額に関する規則の一部改正について

平成27年3月12日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

組織改編に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

組織改編に伴い、所要の改正をすること。（別表第1関係）

第3 施行期日（附則関係）

平成27年4月1日から施行すること。

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
組 織	区 分						組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知 本 事 庁 の 事 務 部 局	[略]	[略] 首席調 査監	[略]	[略] 競馬改 革推進 監	[略] 防災危 機管理 監	[略]	知 本 事 庁	[略]	[略] 首席調 査監 首席ふ るさと 振興監	[略]	[略] 競馬改 革推進 監 県産米 戦略監	[略] 防災危 機管理 監 ふるさ と振興 監	[略]
		首席 I L C 推 進監 [略] 水産担 当技監 [略] 道路都 市担当 技監 [略]		出納指 導監 [略]		課長			首席 I L C 推 進監 [略] 水産担 当技監 漁港担 当技監 道路都 市担当 技監 [略]		出納指 導監 [略] 地域連 携推進 監 県産米 生産振 興監 県産米 販売推 進監 課長		
広 域 振 興 局	[略]				[略] 林務室 長 [略] ダム建 設事務 所長 [略]	[略]	広 域 振 興 局	[略]				[略] 林務室 長 整備事 務所長 ダム建 設事務 所長 [略]	[略]
[略]							[略]						
[略]							[略]						

労働委員会の事務局	[略]	[略]		
	[略]			
[略]				
労働委員会の事務局	[略]	<u>参事</u>	[略]	
	[略]			
[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

給料の特別調整額に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

知事部局等（警察本部以外）の平成 27 年度組織改編等による職の追加に伴い、給料の特別調整額に関する規則別表第 1 に掲げる職（以下「指定職」という。）について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

指定職の追加

	部局	指定職に追加する職	給料表	職務の級	給料の特別調整の区分
①	政策地域部	首席ふるさと振興監	行政職	8 級	2 種
②		ふるさと振興監	〃	6・7 級	5 種
③		地域連携推進監	〃	6・7 級	5 種
④	農林水産部	漁港担当技監	〃	8 級	2 種
⑤		県産米戦略監	〃	6・7 級	4 種
⑥		県産米生産振興監	〃	6・7 級	5 種
⑦		県産米販売推進監	〃	6・7 級	5 種
⑧	県土整備部	整備事務所長	〃	6・7 級	5 種
⑨	労働委員会	参事	〃	8 級	3 種

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行すること。

※平成 26 年度の最終の県報発行日（平成 27 年 3 月 31 日（火））に公布予定であること。

職の新設等に伴う格付け(給料の特別調整額等)について

局 部 属 所	予 定 組 織 案 (前 回 協 議 案)	職 名	任 命 権 者 (案)	事 務 局 (案)	理 由
<p>【改正後】</p> <p>(政策推進室)</p> <p>★企画理事(10級 1種)</p> <p>★部長(9級 1種)</p> <p>★副部長(8級 2種)</p> <p>★副部長(8級 2種)</p> <p>★室長(8級 2種)</p>	<p>◎政策監(6・7級 4種)⑦</p> <p>◎評価課長(6・7級 5種)④</p> <p>◎調整監(6・7級 4種)⑤</p> <p>▲特命課長(いわて未来づくり機構)(5級)</p> <p>◎管理課長(6・7級 5種)⑥</p> <p>★首席ふさと推進監(8級 2種) 【新設】(副部長兼任)</p> <p>◎ふさと推進監(6・7級 4種) 【新設】(政策監との兼任)</p> <p>◎ふさと推進監(6・7級 4種) 【新設】</p>	<p>首席ふさと推進監 (副部長兼任)</p> <p>ふさと推進監 (政策監との兼任)</p> <p>ふさと推進監 (人口問題研究会を 構成する主管・室課 の企画課長・市町 村課総括課長等と の兼任)</p> <p>分権推進課長</p> <p>企画理事</p>	<p>8級 2種</p> <p>6・7級 5種</p> <p>6・7級 5種</p> <p>廃職</p> <p>10級 1種</p>	<p>8級 2種</p> <p>6・7級 5種</p> <p>6・7級 5種</p> <p>廃職</p> <p>10級 1種</p>	<p>① 【ふさと推進監(組織)の新設】 人口問題に関する岩手県の窓口を明確にする必要があること、まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成するため、ふさと対策監を新設する。</p> <p>② 【首席ふさと推進監の格付け】 格付けは、他の首席(首席調査監・首席IC推進監)と同様、8級2種とすることが適当であること。</p> <p>③ 【ふさと推進監の格付け】 格付けは、室内の他の監(政策監・調整監)と同様、6・7級4種とすることが適当であること。</p> <p>④ 【分権推進課長の廃職】 調整担当と分権担当を大括りにすることにより、効率的な業務処理を行う。</p> <p>《任命権者の考え》 任命権者においては、室内監(課内監)の格付けについては原則を5種としている。 4種とする場合は、担当業務に相当程度の困難性が認められる場合や、室内(課内)全体を総括する職で、部下職員の指揮監督を行う場合としていふ。 ふさと推進監は、原則どおり5種することが適当であると判断している。</p> <p>《人事委員会事務局(案)》 ふさと推進監は、室を総括する職でないこと、また、担当業務の内容から、格付けは、6・7級5種が適当である。</p> <p>【企画理事の新設】 県産品の販路拡大や観光客の増加等にむけた部局横断的な取組を戦略的に推進するために企画理事を設置する。 (関係部局:秘書広報室・政策地域部・商工労働観光部・農林水産部・県土整備部)</p>
<p>【改正前】</p> <p>(政策推進室)</p> <p>★部長(9級 1種)</p> <p>★副部長(8級 2種)</p> <p>★副部長(8級 2種)</p> <p>★室長(8級 2種)</p>	<p>◎政策監(6・7級 4種)⑦</p> <p>◎評価課長(6・7級 5種)④</p> <p>◎調整監(6・7級 4種)⑤</p> <p>▲特命課長(いわて未来づくり機構)(5級)</p> <p>◎管理課長(6・7級 5種)⑥</p> <p>★首席ふさと推進監(8級 2種) 【新設】(副部長兼任)</p> <p>◎ふさと推進監(6・7級 4種) 【新設】(政策監との兼任)</p> <p>◎ふさと推進監(6・7級 4種) 【新設】</p>	<p>地域振興室に移管</p>	<p>8級 1種</p> <p>8級 2種</p> <p>8級 2種</p> <p>8級 2種</p>	<p>8級 1種</p> <p>8級 2種</p> <p>8級 2種</p> <p>8級 2種</p>	<p>《任命権者の考え》 任命権者においては、室内監(課内監)の格付けについては原則を5種としている。 4種とする場合は、担当業務に相当程度の困難性が認められる場合や、室内(課内)全体を総括する職で、部下職員の指揮監督を行う場合としていふ。 ふさと推進監は、原則どおり5種することが適当であると判断している。</p> <p>《人事委員会事務局(案)》 ふさと推進監は、室を総括する職でないこと、また、担当業務の内容から、格付けは、6・7級5種が適当である。</p> <p>【企画理事の新設】 県産品の販路拡大や観光客の増加等にむけた部局横断的な取組を戦略的に推進するために企画理事を設置する。 (関係部局:秘書広報室・政策地域部・商工労働観光部・農林水産部・県土整備部)</p>

職の新設等に伴う格付け(給料の特別調整額等)について

局 部 属 所	予 定 組 織 案 (前 回 協 議 案)	職 名	任 命 権 者 (案)	事 務 局 (案)	理 由
政策地域振興部 地域振興室	【改正後】 (地域振興室) ★ 室長 (8級 2種) ───┬─── ◎ 特命参事 (6・7級 4種) (盛岡市上田駐在) ◎ 県北沿岸・定住交流課長 (6・7級 5種) ⑥ ◎ 交通課長 (6・7級 5種) ⑩ ▲ 特命課長 (ジョバーク) (宮古市駐在) (5級) ▲ 特命課長 (対外戦略) (5級) 【新設】 ◎ 地域連携推進監 (6・7級 5種) ① 【新設】(マリオス駐在)	特命課長 (対外戦略) 地域連携推進監 (マリオス駐在)	5級 6・7級 5種	5級 6・7級 5種	【特命課長(対外戦略)の新設】 いわてをまるごと盛り込む組織体制を整備するため、「特命課長(対外戦略)」の職を新設する。 格付けは、他の特命課長と同様、5級(特別調整額なし)とすることが適当であること。 【地域連携推進監の新設】 三鉄プラットフォーム推進組織設立準備のため、「地域連携推進監」の職を新設する。 格付けは、室を総括する職でないこと、また、担当業務の内容から、格付けは、6・7級5種が適当である。
	【改正前】 (地域振興室) ★ 室長 (8級 2種) ───┬─── ◎ 特命参事 (6・7級 4種) (盛岡市上田駐在) ◎ 県北沿岸・定住交流課長 (6・7級 5種) ⑥ ◎ 交通課長 (6・7級 5種) ⑩ ▲ 特命課長 (ジョバーク) (宮古市駐在) (5級)				
子ども子育て支援課 保健福祉部	【改正後】 (子ども子育て支援課) ◎ 総括課長 (6・7級 4種) ───┬─── ◎ 特命参事 (6・7級 4種) ▲ 子ども家庭担当課長 (5級 6種) ⑥ ▲ 少子化・子育て支援担当課長 (5級 6種) ⑥ ▲ 特命課長 (結婚支援) (5級) ① 【新設】	特命課長(結婚支援) 特命参事	5級 (6・7級 4種)	5級 6・7級 4種	【特命課長(結婚支援)の新設】 人口減少問題への対応として、結婚支援センターの設置やマッチング事業など多数の新規事業により構成する結婚支援事業に集約的に取り組むため、「特命課長(結婚支援)」の職を新設する。 格付けは、他の特命課長と同様、5級(特別調整額なし)とすることが適当であること。 【特命参事の新設】 市町村間の児童相談体制の格差解消に向けた支援・助言及び福祉総合相談センターにおける児童相談機能強化のため、「特命参事」の職を新設する。 格付けは、他の特命参事と同様に、6・7級4種が適当である。
	【改正前】 (子ども子育て支援課) ◎ 総括課長 (6・7級 4種) ───┬─── ▲ 子ども家庭担当課長 (5級 6種) ⑥ ▲ 少子化・子育て支援担当課長 (5級 6種) ⑦				

職の新設等に伴う格付け(給料の特別調整額等)について

局部署	予定組織案(前回協議(案))	職名	任命権者(案)	事務局(案)	理由
<p>局部署</p>	<p>【改正後】 (農林水産企画室) ★部長(9級 1種) ★理事(9級 2種) ★技監(9級 2種) — ★農政担当技監(8級 2種) — ★農村整備担当技監(8級 2種) — ★林務担当技監(8級 2種) — ★水産担当技監(8級 2種) — ★漁港担当技監(8級 2種) — ★理事心得(8級 2種) — ★副部長(8級 2種) — ★室長(8級 2種)</p>	<p>技監 漁港担当技監</p>	<p>(9級 2種) 8級 2種</p>	<p>9級 2種) 8級 2種</p>	<p>【技監の新設】 米価の大幅な下落などの米を取り巻く環境の変化や地域農業の経営体の育成、担い手の確保等の課題が山積しており、これらの課題に対応するため、「技監」の職を新設して体制を強化する。 格付けは、他の技監と同様に、9級2種が適当である。 【漁港担当技監の新設】 防潮堤、岸壁等の漁港施設や防潮堤等の海岸保全施設に関して、国・市町村との事業調整に係る庁内体制を強化し、事業の早期完了を図るため、「漁港担当技監」の職を新設する。 格付けは、他の担当技監と同様に、8級2種が適当である。</p>
<p>農林水産企画室 農林水産部</p>	<p>【改正前】 (農林水産企画室) ★部長(9級 1種) ★理事(9級 2種) — ★農政担当技監(8級 2種) — ★農村整備担当技監(8級 2種) — ★林務担当技監(8級 2種) — ★水産担当技監(8級 2種) — ★理事心得(8級 2種) — ★副部長(8級 2種) — ★室長(8級 2種)</p>				

議案第5号

級別職務区分表の告示の一部改正について

平成27年3月12日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

組織改編に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 告示案の内容

組織改編に伴い、所要の改正をすること。

第3 施行期日

平成27年4月1日から施行すること。

6 医療職給料表(1)

区 分		[略]	4 級
知事の事務 部局	本庁	[略]	医療政策室長 [略]
	[略]		[略]

[略]

6 医療職給料表(1)

区 分		[略]	4 級
知事の事務 部局	本庁	[略]	<u>副部長</u> 医療政策室長 [略]
	[略]		[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

級別職務区分表の告示の一部改正について

1 改正の趣旨

平成 27 年度組織改編に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

	部局	追加する職	給料表	職務の級	給料の特別調整の区分
①	政策地域部	首席ふるさと振興監	行政職	8 級	2 種
②		ふるさと振興監	〃	6・7 級	5 種
③		地域連携推進監	〃	6・7 級	5 種
④	農林水産部	漁港担当技監	〃	8 級	2 種
⑤		県産米戦略監	〃	6・7 級	4 種
⑥		県産米生産振興監	〃	6・7 級	5 種
⑦		県産米販売推進監	〃	6・7 級	5 種
⑧	県土整備部	整備事務所長	〃	6・7 級	5 種
⑨		整備事務所次長	〃	5 級	—
⑩	保健福祉部	首席児童福祉司	〃	6 級	—
⑪	労働委員会	参事	〃	8 級	3 種
⑫	教育委員会	主幹教諭	教育職(2)	特 2 級	—
⑬	保健福祉部	副部長	医療職(1)	4 級	2 種

※⑫については、県立一関第一高等学校附属中学校に主幹教諭を配置するもの。(H26.12「給料表の適用範囲に関する規則」改正済)

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行すること。

※平成 26 年度の最終の県報発行日（平成 27 年 3 月 31 日（火））に公布予定であること。